

## 青森市導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 人口構造

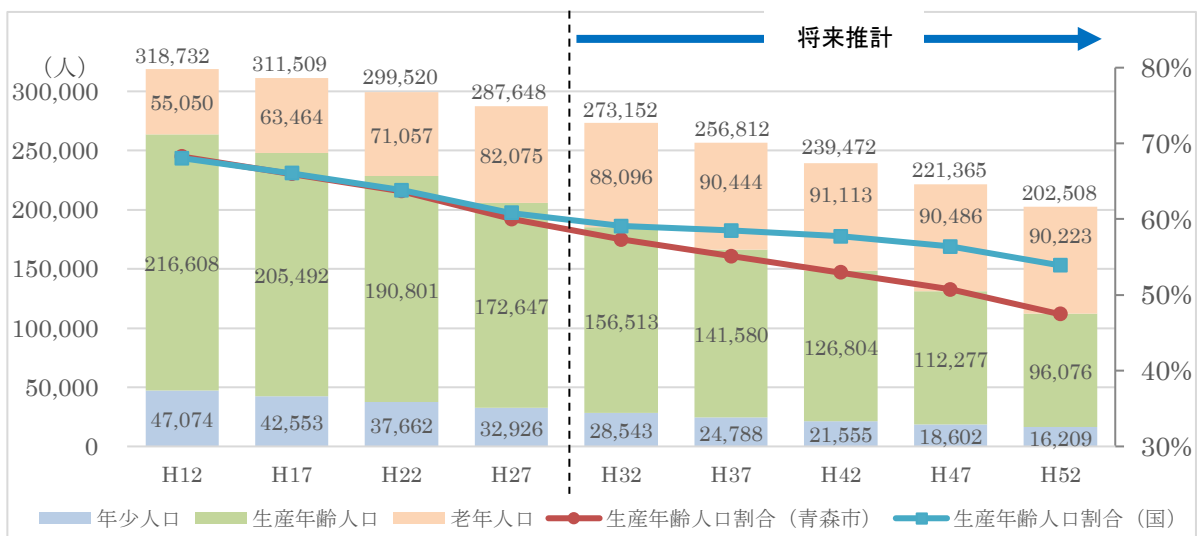
本市の人口は、平成12年の約31万9,000人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によると、平成52年には約20万3,000人まで減少すると見込まれている。

年齢別人口の割合をみると、平成42年には、15歳未満の年少人口が約2万2,000人(9.0%)、15～64歳の生産年齢人口が約12万7,000人(53.0%)、65歳以上の老年人口が約9万1,000人(38.0%)となり、平成52年には、年少人口が約1万6,000人(8.0%)、生産年齢人口が約9万6,000人(47.4%)、老年人口が約9万人(44.6%)と、生産年齢人口が50%を下回り、ますます高齢化が進展すると見込まれている。

また、本市と全国の生産年齢人口の割合を比較すると、平成27年まではほとんど差がないものの、その後は本市の生産年齢人口の減少が進み、全国の割合との格差が年々拡大すると見込まれている。

このように、本市では、人口の急速な減少と高齢化による労働力不足が大きく懸念されている。

【図1】 青森市の推計人口及び全国生産年齢人口割合

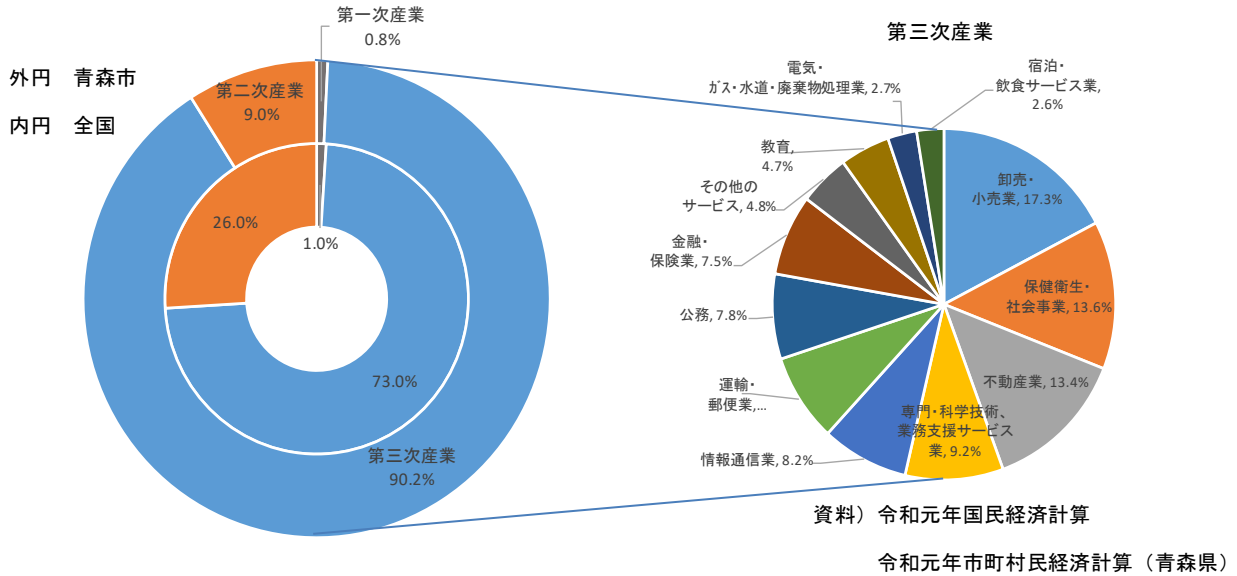


資料) 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

## ② 産業構造

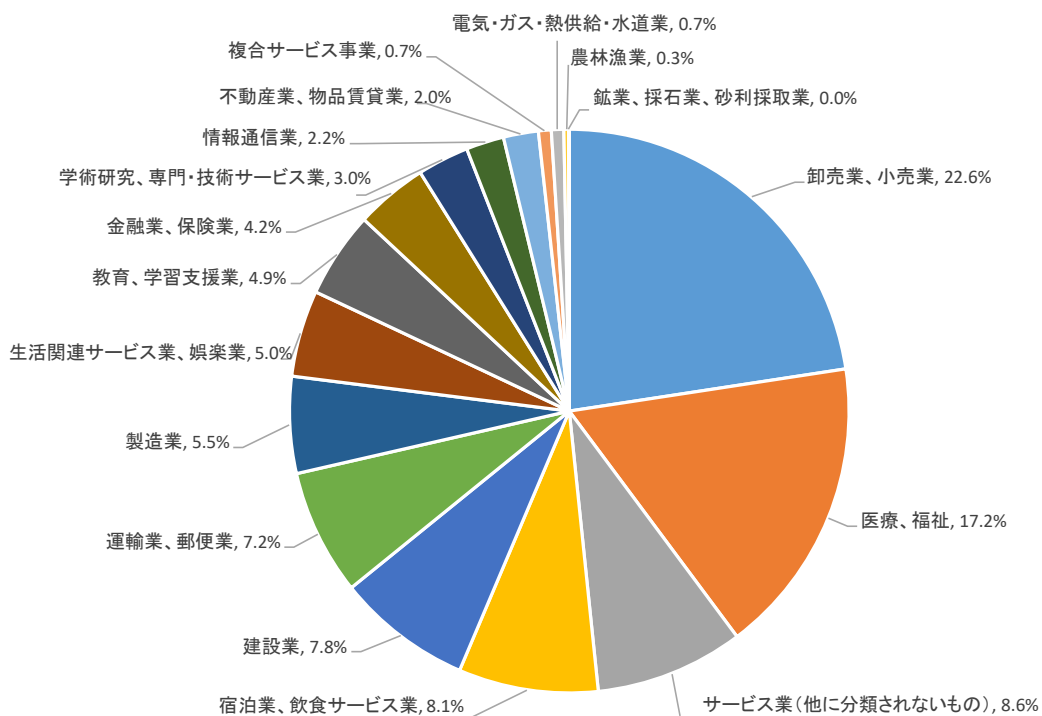
本市の総生産の構成比は、第一次産業が産業全体の0.8%（全国1.0%）、第二次産業が9.0%（全国26.0%）、第三次産業が90.2%（全国73.0%）となっており、全国と比較して第三次産業の割合が高く、内訳としては、政府サービス生産者等を除くと、「卸売・小売業」（17.3%）、「保健衛生・社会事業」（13.6%）の順となっている。

【図2】 総生産構成比（令和元年）



また、従業者数の構成比は、「卸売業、小売業」（22.6%）、「医療、福祉」（17.2%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（8.6%）の順となっており、「卸売業、小売業」が全体の約1/4を占めている。

【図3】 従業者構成比（平成28年）



さらに、労働生産性については、「電気・ガス・熱供給・水道業」（1,910万円）、「金融業、保険業」（970万円）、「情報通信業」（810万円）の順となっているが、全国を上回っているのは、「農林水産業」（全国比116.7%）及び「医療、福祉」（全国比116.6%）のみで、それ以外の業種は全て全国を下回っており、業種全体の平均では、全国の850万円に対し、本市は560万円（全国比82.8%）と下回っている状況にある。

1事業所当たりの付加価値額については、「電気・ガス・熱供給・水道業」（16億2,610万円）、「金融業、保険業」（1億7,040万円）、「情報通信業」（1億902万円）の順となっているが、全国を上回っているのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」（全国比186.3%）及び「医療、福祉」（全国比105.3%）のみで、それ以外の業種は全て全国を下回っている。業種全体の平均では、全国の1億5,040万円に対し、本市は1億6,490万円（全国比109.6%）と上回っている状況にある。

1事業所当たりの従業員数については、「電気・ガス・熱供給・水道業」（85.2人）、「運輸業、郵便業」（25.9人）、「情報通信業」（23.6人）となっているが、全国を上回っているのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」（全国比202.9%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（全国比141.5%）、「建設業」（全国比112.0%）、「運輸業、郵便業」（全国比103.6%）、「複合サービス事業」（全国比101.4%）で、それ以外の業種は全て全国を下回っており、業種全体の平均では、全国の15.0人に対し、本市は16.5人（全国比110.0%）と上回っている状況にある。

【表1】 労働生産性及び1事業所当たりの付加価値額、1事業所当たりの従業員数（平成28年）

日本標準産業分類 (大分類)	労働生産性 (百万円)			1事業所当たりの付加価値額 (百万円)			1事業所当たりの従業員数 (人)		
	全国	青森市	全国比	全国	青森市	全国比	全国	青森市	全国比
農林水産業	3.4	4.0	116.7%	38.6	34.2	88.6%	11.2	8.5	75.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	35.1	-	-	372.2	-	-	10.6	15.0	141.5%
建設業	6.0	4.8	80.2%	44.8	40.2	89.8%	7.5	8.4	112.0%
製造業	6.9	-	-	138.2	-	-	20.0	16.5	82.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	20.8	19.1	91.8%	872.8	1,626.1	186.3%	42.0	85.2	202.9%
情報通信業	10.4	8.1	77.5%	289.1	190.2	65.8%	27.8	23.6	84.9%
運輸業、郵便業	5.6	4.4	77.7%	140.8	113.3	80.5%	25.0	25.9	103.6%
卸売業、小売業	5.6	4.5	80.7%	48.9	35.5	72.4%	8.8	7.9	89.8%
金融業、保険業	12.7	9.7	76.6%	236.3	170.4	72.1%	18.6	17.5	94.1%
不動産業、物品賃貸業	6.9	5.2	75.1%	29.0	15.6	53.6%	4.2	3.0	71.4%
学術研究、専門・技術サービス業	10.1	4.7	46.9%	84.8	26.5	31.3%	8.4	5.6	66.7%
宿泊業、飲食サービス業	2.1	1.4	67.9%	16.9	8.6	50.7%	7.9	5.9	74.7%
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	2.5	70.8%	18.3	11.2	61.0%	5.1	4.4	86.3%
教育、学習支援業	3.8	3.2	84.7%	43.1	26.5	61.4%	11.3	8.2	72.6%
医療、福祉	3.2	3.8	116.6%	56.8	59.8	105.3%	17.6	15.9	90.3%
複合サービス事業	5.3	5.1	96.7%	76.1	74.6	98.0%	14.4	14.6	101.4%
サービス業(他に分類されないもの)	3.6	2.9	81.5%	50.4	40.2	79.8%	14.1	13.8	97.9%
平均	8.5	5.6	65.9%	150.4	164.9	109.6%	15.0	16.5	110.0%

資料) 平成28年 経済センサスー活動調査(再編加工)

これらの労働生産性及び付加価値額のデータを基に、本市の全業種平均及び全国の業種ごとの平均を1として係数化した特化係数で比較すると、市内及び全国の比較において、労働生産性及び付加価値額ともに1を超えているのは、「電気・ガス・

熱供給・水道業」「情報通信業」「金融業，保険業」となっている。

また、市内での特化係数が低いものの、全国と市内を比較すると高くなる業種は、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」となっており、全国と市内を比較すると特化係数が低くなる業種は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「金融業，保険業」などとなっている。

【表 2】 労働生産性及び 1 事業所当たりの付加価値額の特化係数比較

日本標準産業分類 (大分類)	市の全業種平均 に対する特化係数(平均=1)		全国の業種ごとの平均 に対する特化係数(平均=1)			
	労働生産性	1事業所当たりの 付加価値額	労働生産性	市との比較	1事業所当たりの 付加価値額	市との比較
農林水産業	0.71	0.21	1.18	↑	0.89	↑
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	0.86	0.24	0.80	→	0.90	↑
製造業	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	3.41	9.86	0.92	↓	1.86	↓
情報通信業	1.45	1.15	0.78	↓	0.66	↓
運輸業，郵便業	0.79	0.69	0.79	→	0.80	↑
卸売業，小売業	0.80	0.22	0.80	→	0.73	↑
金融業，保険業	1.73	1.03	0.76	↓	0.72	↓
不動産業，物品賃貸業	0.93	0.09	0.75	↓	0.54	↑
学術研究，専門・技術サービス業	0.84	0.16	0.47	↓	0.31	↑
宿泊業，飲食サービス業	0.25	0.05	0.67	↑	0.51	↑
生活関連サービス業，娯楽業	0.45	0.07	0.69	↑	0.61	↑
教育，学習支援業	0.57	0.16	0.84	↑	0.61	↑
医療，福祉	0.68	0.36	1.19	↑	1.05	↑
複合サービス事業	0.91	0.45	0.96	→	0.98	↑
サービス業(他に分類されないもの)	0.52	0.24	0.81	↑	0.80	↑

※【表 1】の数値をもとに算出し、市との比較の表記においては、差異が 0.1 未満のものを「→」とした。

特化係数比較による本市の産業分

- 市内に比べ全国では高くなる業種
- 市内に比べ全国では低くなる業種

### ③ 中小企業者の実態

このように本市においては、古くから本州と北海道を繋ぐ、物流、交通の要衝である「商都」としての発展を支えてきた「卸売業、小売業」を中心に、第三次産業に特化した産業構造になっており、労働生産性や付加価値額が低いほか、従業員数規模の小さい事業所も多く、今後人口減少と高齢化が一層進展する中、生産年齢人口の急激な減少に伴う労働力不足により、将来的には企業活動の縮小に伴う地域経済の衰退が懸念される。

こうした状況を踏まえ、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、労働力不足を解消しつつ、いかにして企業の競争力の維持及び強化を図っていくかが課題である。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、「卸売業、小売業」等における新ビジネス関連分野のほか、国際観光都市を支える観光・サービス関連分野、雪のまちを支えるインフラ関連分野、健康寿命を延ばす健康づくり関連分野、イノベーションを促進するIoT・モノづくり関連分野における産業の生産性の向上を図り、地域経済の活性化につなげる。

については、計画期間中の2年間で40件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した市内事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、全体として労働生産性や付加価値額が低く、1事業所当たりの従業員数も全国と比較して少ない状況であり、このような中小企業・小規模事業者が本市の経済を支えている現状に鑑み、先端設備等の導入を促し、事業者の生産性向上の実現を早急に図るため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本計画の対象となる様々な産業の活動や新たな設備投資は、一部地域だけに限定されないため、より設備投資を行いやすい環境を整え、広く域内の事業者の生産性向上を実現する観点から、市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画の目標を達成するためには、本市の実態に合った効果的な支援を行っていく必要があることから、全業種を対象とするが、本市の産業構造の現状を踏まえ、「優位性が高く強みの産業を活かす」「特色ある地域資源を活かす」「産業基盤の弱さを克服する」の3つの視点を基に、本市が持つ資源や特色、強み等の活用が期待される5つの分野を設定し、業種を限定せず、次のいずれにも該当する事業を対象とする。

- ①労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業
- ②本市に事務所又は事業所を有する事業者が行う事業
- ③以下のi)～v)のいずれかに該当する事業

### <優位性が高く強みの産業を活かす>

#### i) 『商都』を引き継ぐ「新ビジネス関連分野」

人・モノ・情報が交流する『商都』としての産業集積を活かし、流通産業等において、新ビジネスへの挑戦や設備投資等により、高い付加価値と周辺への経済波及効果の創出に取り組む事業

### <特色ある地域資源を活かす>

#### ii) 『国際観光都市』を支える「観光・サービス関連分野」

多様な観光資源や農林水産資源を活かし、観光・サービス産業等において、国際観光都市としての受入体制の整備や情報発信、農林水産業と連携した6次産業化の推進などに取り組む事業

#### iii) 『雪のまち』を支える「インフラ関連分野」

世界有数の豪雪都市である『雪のまち』としての産業・技術集積を活かし、インフラ産業等において、経済活動の基盤となる安全・安心な都市環境の創出に取り組む事業

### <産業基盤の弱さを克服する>

#### iv) 『健康寿命』を延ばす「健康づくり関連分野」

全国1位の短命県の県都にあって、医療・福祉人材やスポーツ関連の地域資源を活かし、ヘルスケア産業等において、健康寿命を延ばす取組を進める事業

#### v) 『イノベーション』を促進する「IoT・モノづくり関連分野」

IoT・AI・ビッグデータ等の先端技術を活かし、モノづくり産業や物流産業等において、生産性向上や高付加価値化に取り組む事業、及び情報・クリエイティブ産業等において、ICT活用等に取り組む事業

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月6日から令和7年7月5日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が作成する先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ② 健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 納税の円滑化及び公平性に配慮し、市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。